

# 投票

# 開票

## 午前7時～午後8時 市内24カ所の投票所で

## 文化センター小ホール 午後8時45分から



**市内転居をされた人**  
 ▼市内で住所変更された人は、転居の届け出日によって投票所が変わります。

**今回投票できる人**  
 ▼今回の選挙に投票できる人は、次の条件をすべて満たしている人です。  
 ①日本国民  
 ②平成27年11月6日以前に八幡市に住民登録をし、投票時において、引き続き住民登録のある人  
 ③平成28年2月15日以前に生まれた人



八幡市長の任期満了(2月26日)に伴い「八幡市長選挙」および「八幡市議会議員補欠選挙」が、2月7日(日)に告示され、2月14日(日)に投票が行われます。当日は、午前7時から午後8時まで市内24カ所で投票所を開設します。私たちの代表を決める大切な選挙です。棄権せず、大切な一票を生かしましょう。

②心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい  
 ③免疫もしくは肝臓の障がい  
 ④前項の①から③の障がいのある人で、障がいの程度

【今年1月29日までに届け出をした場合】  
 新しい住所地の投票所で投票していただくことになります。

**郵便により投票ができる人**  
 身体障がいのある人(戦傷病者を含む)または常時介護を必要とする人には、不在者投票の特例として「郵便による投票制度」があります。この方法で投票ができる人は市の選挙人名簿に登録されている人で、身体障害者手帳が戦傷病者手帳の交付を受け、次の要件に該当する人、または介護保険の被保険者証に要介護5として記載されている人です。

①両下肢もしくは体幹の障がい  
 ②心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい  
 ③免疫もしくは肝臓の障がい  
 ④前項の①から③の障がいのある人で、障がいの程度

【郵便による投票手続き】  
 希望する人は、あらかじめ郵便等投票証明書の交付が必要で、

▼郵便等投票証明書の交付を受けていない場合  
 早めに身体障害者手帳が戦傷病者手帳もしくは介護保険の被保険者証を持って選挙管理委員会事務局へ申請してください。選挙に關係なく随時受け付けています。

▼郵便等投票証明書の交付を受けている場合  
 選挙管理委員会事務局に投票用紙請求書を備えていただきますので、郵便等投票証明書を保持して請求にお越しください。郵送でも代理人でもできます。なお郵便による不在者投票用紙などの請求期限は、投票日の4日前の2月10日(水)までです。

### 郵便により投票ができる人

が明確でないときは、京都府知事が①から③の障がいと同程度と認めた場合

【郵便による投票手続き】  
 希望する人は、あらかじめ郵便等投票証明書の交付が必要で、

### 点字や代理の投票は係員へ

投票のとき、目の不自由な人は「点字」による投票ができます。

候補者の名前を自分で記入できない人の場合は、投票所の係員が本人から直接

お聞きして、候補者の名前を投票用紙に記載する「代理投票制度」があります。秘密は厳守しますので投票所の係員に、お気軽に申し出てください。

### 期日前投票をご利用ください

2月8日(月)～2月13日(土)  
 午前8時30分～午後8時  
 市役所1階西側・第1会議室(警備員室前)

期日前投票は、一般の投票所と同じように、投票用紙を直接投票箱に投入する制度です。投票日当日に次の理由等で投票できない人は、ご利用ください。土曜日と祝日も受け付けます。投票所入場券を持参してください。

★投票所入場券の裏面に宣誓書兼請求書にしています。期日前投票をされる場合にご利用いただけます。記入されている場合は、直接受付にお渡しください。

▽当日レジャーや買い物など私用で投票区の区域外へ出かける人  
 ▽病院等の不在者投票施設や滞在地の選挙管理委員会とされる不在者投票は今までどおりです。早めの手続きをお願いします。

### 選挙公報をお届けします

「選挙公報」は、選挙で候補者を選ぶときの大切な資料です。投票日の2日前(2月12日)までに各家庭にお届けします。届かない場合は、選挙管理委員会へお問い合わせください。



山城八幡局 郵便はがき  
 料金後納郵便  
 選挙事務

八幡市長選挙 投票所入場券  
 八幡市議会議員補欠選挙

投票日時 平成 年 月 日  
 午前 時 ~ 午後 時

投票所  
 投票区 頁 番号  
 氏名 性別

区分  
 A0220100006190729A

期日前投票宣言書

私は、平成28年2月14日執行の八幡市長選挙及び八幡市議会議員補欠選挙の当日、下記の事由に該当する者ではありません。  
 ＊該当するいずれかの口に✓を付してください。  
 ( )がある場合には異議申し立てしてください。

1  仕事  学業  地域行事の役員  
 本人又は親族の冠婚葬祭  その他

2  1以外の用事又は事故のため、次に外出・旅行・滞在  
 八幡市以外  八幡市内

3  疾病、負傷、出産、身体障がい等のため歩行困難  
 刑事施設等に収容

上記は真実であることを誓います。

平成28年2月 日  
 八幡市選挙管理委員会委員長 様

氏名 年 月 日 生  
 姓 名 月 日 生  
 住所

裏面記載の住所と同じ  
 裏面記載の住所と異なる場合は記載してください。

八幡市選挙管理委員会  
 電話 983-1111(代)

### 投票所入場券を忘れずに

あなたの投票所は「投票所入場券」に記載してあります。あらかじめご確認ください。

市は、事前にハガキの「投票所入場券」を有権者の皆様に郵送します。投票日には投票所入場券を忘れずにお持ちください。なお、受付時には、投票所入場券のバーコードをパソコンで読み込みますので、折り曲げずにご持参ください。

▶投票所入場券が届かないときは、市選挙管理委員会へお問い合わせください。万一、投票所入場券を紛失されても、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票日に投票所の係員までお申し出ください。



# 2月14日(日) 八幡市長選挙 八幡市議会議員補欠選挙



2月26日に任期満了となり、ます八幡市長選挙が2月14日に執行されます。併せて八幡市議会議員補欠選挙が執行されることになりました。

私達にとって、もっとも身近な代表を決める大切な選挙です。

選挙制度は民主主義の根幹であり、多くの人が投票に参加することは大事なことです。

棄権することは私達の権利と義務を放棄することになります。

すべての有権者の皆さんが、八幡の未来を託す貴重な一票を投じられますようお願いいたします。



選挙管理委員会 委員長 森井光男

この思い  
かなえる力  
この一票

## あなたの投票所はこちらです

<b>第1投票所</b> 至京阪八幡市駅 山城八幡郵便局 志水公民館 八幡警察署 八幡中央病院 八幡市立第一小学校 至山田団地	<b>第2投票所</b> 大谷川 スーパー 二区公会堂 八幡図書館 八幡小学校	<b>第3投票所</b> 八幡市駅 山柴公民館 石清水八幡宮 石清水平郵便局 大谷川	<b>第4投票所</b> 橋本公民館 至京田辺市
<b>第5投票所</b> 府道八幡木津線 川口コミュニティセンター 至国道1号	<b>第6投票所</b> 中央小学校 八幡人権・交流センター 至京田辺市	<b>第7投票所</b> 上区公会堂 ガソリンスタンド 至京田辺市	<b>第8投票所</b> やわた流れ橋交流プラザ 市民体育館 至京田辺市
<b>第9投票所</b> みやこ保育園 都児童センター体育館 有都交流センター 西光寺 至京田辺市	<b>第10投票所</b> 内里公会堂 祝聖王寺 祝聖西寺 至京田辺市	<b>第11投票所</b> 戸津公会堂 浄音寺 至京田辺市	<b>第12投票所</b> 美濃山公会堂 美濃山グリーンタウン集会所 歯科医院 ガソリンスタンド 至美濃山本郷
<b>第13投票所</b> 長町南集会所 至京田辺市	<b>第14投票所</b> 男山病院 男山第二中学校 くすのき小学校 幼稚園 くすのき公園 至京田辺市	<b>第15投票所</b> 男山病院 男山第二中学校 男山第二中学校 至京田辺市	<b>第16投票所</b> 中央センター集会所 男山八望3 男山公民館 至京田辺市
<b>第17投票所</b> 男山第三中学校 至京田辺市	<b>第18投票所</b> 橋本幼稚園 橋本児童センター 至京田辺市	<b>第19投票所</b> くすのき保育園 石清水ハイツ 石清水郵便局 至八幡市役所	<b>第20投票所</b> 男山第二中学校 八幡第四小学校 八幡第四幼稚園 至京田辺市
<b>第21投票所</b> 南センター集会所 至京田辺市	<b>第22投票所</b> 柿ヶ谷集会所 あひる児童公園 至京田辺市	<b>第23投票所</b> コミュニティセンター月愛 至南山	<b>第24投票所</b> 美濃山コミュニティセンター 美濃山公会堂 至京田辺市

## 投票所設置場所一覧

第18投票所が橋本幼稚園になります(入口は従来通りです)

投票区	投票所	所在地	対象地域
1	志水公民館	八幡岸本35-4	一区(一部)
2	二区公会堂	八幡三本橋1-1	二区(双栗含む)
3	山柴公民館	八幡山柴48・49	三区(一部)
4	橋本公民館	橋本堂ヶ原36	橋本(一部)
5	川口コミュニティセンター	川口(高原を除く)・八幡川口萩原24-1	川口(番賀・小西)
6	八幡人権・交流センター	八幡軸63	六区
7	上区公会堂	岩田高木82-2	上区
8	やわた流れ橋交流プラザ	上津屋里垣内56-1	中区
9	都児童センター体育館	下奈良今里17	下区
10	内里公会堂	内里東ノ口33	内里
11	戸津公会堂	戸津北小路34	戸津(一部)
12	美濃山公会堂	美濃山宮道55-1	美濃山・戸津(一部)・八幡(御幸谷の一部)
13	長町南集会所	八幡長町3-67	八幡(長町・樋ノ口)・川口(高原)
14	くすのき小学校	男山金振9	男山(金振・竹園の一部)
15	男山第二中学校	男山石城3	男山(石城・弓岡)
16	中央センター集会所	男山八望3	男山(八望・泉)
17	男山第三中学校	男山笹谷3	男山(美桜・長沢・笹谷・雄徳・指月)
18	橋本幼稚園	橋本中ノ池尻15	橋本(一部)・西山
19	くすのき保育園	八幡吉野垣内3-1	三区(一部)・石清水ビューハイツ含む
20	(旧)八幡第四小学校	男山松里1	男山(吉井・松里)・八幡(安居塚・中ノ山・南山・備前・長谷の一部)・福祿谷の一部
21	南センター集会所	男山竹園2	男山(香呂・竹園の一部)
22	柿ヶ谷集会所	八幡柿ヶ谷80-12	八幡(柿ヶ谷・長谷の一部)・福祿谷の一部
23	コミュニティセンター月愛	八幡月夜田81-1	八幡(月夜田・山田・砂田・武蔵芝・久保田・水珀・一ノ坪・御幸谷の一部)
24	美濃山コミュニティセンター	欽明台西70	欽明台・岩田大谷・内里大谷

選挙に関する問い合わせ

八幡市選挙管理委員会(市役所2階) ☎983-5635(直)・☎983-1111(代)